

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月18日
【届出者の氏名又は名称】	センコーグループホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区潮見二丁目8番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区潮見二丁目8番10号
【電話番号】	03-6862-8840
【事務連絡者氏名】	管理本部 法務部長 梅津 知弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	センコーグループホールディングス株式会社 (東京都江東区潮見二丁目8番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、センコーグループホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社丸運をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、2026年2月18日、公開買付代理人である大和証券株式会社からの報告により、本公開買付けに応募された株券等の数の合計（同日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公開買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）として上記公表日（2026年2月18日）の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日とすることいたしました。

これに伴い、2026年1月26日付で提出いたしました公開買付届出書（同日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公司買付けの概要
(訂正前)

(前略)

対象者の意思決定の詳細については、対象者が2026年1月23日付で公表した「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2026年1月23日付対象者プレスリリース」といいます。)及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

対象者の意思決定の詳細については、対象者が2026年1月23日付で公表した「センコーグループホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「2026年1月23日付対象者プレスリリース」といいます。)及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2026年2月18日、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計(同日午後3時30分時点)が9,553,829株となり、本公司買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公司買付期間として上記公表日(2026年2月18日)の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公司買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日とすることといたしました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年1月26日（月曜日）から2026年 <u>2月24日</u> （火曜日）まで（ <u>20</u> 営業日）
公告日	2026年1月26日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年1月26日（月曜日）から2026年 <u>3月5日</u> （木曜日）まで（ <u>27</u> 営業日）
公告日	2026年1月26日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>(前略)</p> <p>他の買付者からの買付機会を確保するための措置</p> <p>対象者は、公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないとのことです。</p> <p>また、公開買付者は本公開買付期間について、20営業日としていますが、本公開買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公開買付けの開始までの期間が約3ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する（ただし、公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができ、本公開買付けの強圧性を抑制することを意図しております。</p> <p>強圧性を抑制することを意図した条件設定</p> <p>公開買付者は、「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、本公開買付けにおいて、3,200,400株（所有割合：50.10%）を買付予定数の下限として設定しており、()本公開買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、()本公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公開買付期間を延長する（ただし、本公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公開買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができます。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。また、本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を非公開化する方針を変更いたしません。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。</p>
-------	--

(後略)

(訂正後)

算定の経緯	(本公司買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置) (前略) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置 対象者は、公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っていないとのことです。 また、公開買付者は本公司買付期間について、20営業日（なお、本公司買付期間は、2026年2月18日付で27営業日に延長されております。）としていますが、本公司買付価格を含む一連の取引条件が公表された後、本公司買付けの開始までの期間が約3ヶ月に亘るため、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えております。なお、公開買付者は、公開買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、公開買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう公開買付期間を延長する（ただし、公開買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して公開買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、公開買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公司買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができます、本公司買付けの強圧性を抑制することを意図しております。この点、公開買付者は、2026年2月18日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公司買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公司買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日としたことにより、本公司買付期間として上記公表日（2026年2月18日）の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。 強圧性を抑制することを意図した条件設定 公開買付者は、「(1) 本公司買付けの概要」記載のとおり、本公司買付けにおいて、3,200,400株（所有割合：50.10%）を買付予定数の下限として設定しており、()本公司買付けに応募された株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないものの、()本公司買付期間中に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、速やかにその旨を公表した上で、本公司買付期間として当該公表日の翌営業日から起算して10営業日を確保できるよう本公司買付期間を延長する（ただし、本公司買付期間の開始日から10営業日以内に応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である3,200,400株に達した場合には、その旨を公表した日の翌営業日から起算して本公司買付期間の末日まで10営業日を確保できていることから、本公司買付期間の延長を行わない）ことを予定しており、これにより、対象者の株主において、本取引の是非に関する意思表示（賛否）と、本公司買付けに応募するか否かの意思表示とを分離することができます。この点、公開買付者は、2026年2月18日付で、公開買付代理人である大和証券からの報告により、応募株券等の数の合計（同日午後3時30分時点）が9,553,829株となり、本公司買付けにおける買付予定数の下限である3,200,400株に達したことを確認しましたので、その旨を公表するとともに、本公司買付期間を2026年3月5日まで延長し、27営業日としたことにより、本公司買付期間として上記公表日（2026年2月18日）の翌営業日から起算して10営業日の期間が確保されることとなりました。また、公開買付者は、本公司買付けが成立した場合には、買付結果の如何にかかわらず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。また、本公司買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を非公開化する方針を変更いたしません。公開買付者は以上の仕組み及び方針によって強圧性を抑制することを意図しており、また、より多くの対象者の株主の皆様に応募いただく機会を提供できると考えております。
-------	---

(後略)

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年3月3日(火曜日)

(訂正後)

2026年3月12日(木曜日)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2026年2月18日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。